

別紙2

①有給の特別休暇

種類	内容説明
官公署出頭	会計年度任用職員が裁判員等として裁判所等に出頭する場合、必要と認められる期間取得が可能
公民権行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合、必要と認められる期間取得が可能
災害休暇	地震等の自然災害により現住居が滅失した場合は7日の範囲内の期間で取得可能
出勤困難	自然災害や感染症の流行等により出勤することが困難な場合、必要と認められる期間取得が可能
忌引き	別表に記載された親族が死亡した場合取得が可能
結婚	結婚する場合に連続5日の範囲内で取得が可能
夏季休暇	6月以上の任期がある職員または6月以上継続勤務している職員で年間勤務日数が47日以上の方が対象。任用通知書に定められた週の勤務日数に応じて下記のとおり6月から10月の間に取得が可能。 【夏季休暇取得可能日数】 ①週5日勤務・・・3日 ②週3日、週4日勤務・・・2日 ③週1日、週2日勤務・・・1日
不妊治療	不妊治療を受ける場合、5日間(治療の内容によっては最大10日間)取得が可能
産前	出産前6週間取得可
産後	出産後8週間取得可
配偶者出産休暇	配偶者の産前産後期間(予定日前6週間から出産後8週間)に2日取得可
育児参加休暇	配偶者の産前期間(予定日前6ヵ月)から出産後1年までの間で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に5日間取得可

別表 ※忌引き休暇取得可能日数

親族	日数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(ただし、職員と生計を一にしていた場合は7日)

子の配偶者又は配偶者の子	1日(ただし、職員と生計を一にしていた場合は5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(ただし、職員と生計を一にしていた場合は3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(ただし、職員と生計を一にしていた場合は3日)
おじ又はおばの配偶者	1日

②無給の特別休暇

保育時間	生後1年に達しない子を保育する場合、1日2回30分以内
子の看護	未就学の子を看護する必要がある場合、1年度で5日間(未就学の子が2人以上の場合は10日) ※週3日以上かつ6月以上継続勤務している会計年度任用職員のみ取得可
短期介護	要介護者の介護をする場合、1年度で5日(要介護者が2人以上の場合は10日) ※週3日以上かつ6月以上勤務している会計年度任用職員のみ取得可
生理日就業困難	必要な期間
公務上の傷病	公務上の負傷又は疾病のために療養する必要がある場合、必要な期間
私傷病	負傷又は疾病のために療養する必要がある場合、週の勤務日数により次のとおり取得が可能 週5日勤務・・・10日 週4日勤務・・・7日 週3日勤務・・・5日 週2日勤務・・・3日 週1日勤務・・・1日 ※6ヵ月以上の任期があるもの又は6ヵ月以上継続勤務している会計年度任用職員のみ取得可
骨髄等ドナー	必要と認められる期間
妊産婦保健指導又は健康診査	妊娠23週までは4週に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師の指示があった場合はその回数)それぞれの都度必要な期間
妊娠中の通勤緩和	1日において1時間の範囲内で必要な期間